

# 建築基準法第43条第2項第1号認定基準の制定 及び同項第2号許可基準の改正の概要について

## 1. 法改正の趣旨

建築基準法第43条では、建築物の敷地が建築基準法上の「道路」に2m以上接していなければならないと規定していますが、敷地の周囲に広い空地を有する等の要件を満たす建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得て「許可」したものについては、適用除外となります。

平成30年9月25日付で建築基準法の一部を改正する法律が施行され、従来の「許可」の対象の一部について建築審査会の同意が不要な「認定」に移行したことから、認定基準の制定及び許可基準の改正を行い、必要な事項を定めます。

## 2. 認定基準の制定及び許可基準の改正の内容

### (1) 建築基準法第43条第2項第1号の認定基準の制定について

避難及び通行の安全上必要な農道等の公共の用に供する幅員4m以上の道(道路に該当するものを除く。)に2m以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとして延べ面積200㎡以内の一戸建ての住宅で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについて、接道規制を適用除外とする基準が国土交通省令で定められ、当該基準をより具体的に示した認定基準を制定します。

なお、この認定制度においては、**建築審査会の同意は不要**となります。

### (2) 建築基準法第43条第2項第2号の許可基準の改正について

通路、計画建築物及びその敷地について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして必要な性能を明確に示すため、所要の規定の整備を行い、**許可基準を改正**します。

主な改正事項は次のとおりです。

- (ア) 建築物の開口部や階数が2以上で利用者が多数である長屋、共同住宅等の防火上の必要な性能を明確に示します。
- (イ) 基準時に存する専用型の通路の終端に接する敷地に建築物を建築する際の必要な基準を明確に示します。

## 3. 施行日

平成30年12月1日(予定)